

## 温泉利用許可証

香川県高松市伏石町2177番地10

株式会社 創裕

平成21年3月30日 付けで申請の温泉利用については、温泉法第15条第1項の規定により下記のとおり許可する。

平成21年4月1日

佐賀県知事 古川 康



記

利用場所	唐津市巖木町牧瀬34番地2
利用施設名	きゅうらぎ温泉 佐用姫の湯
浴用・飲用の別	浴用 8
利用源泉名	巖木源泉

(備考)

この確認に対して不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定によりこの処分を知った日の翌日から起算して60日以内に佐賀県知事あて異議申し立てをすることができる。

また、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定によりこの処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県知事に対する取消訴訟を提起することができる。